

瀬戸内市監査委員公表第7号

令和3年度定期監査結果報告に基づく措置状況の公表について

令和3年度定期監査結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知が瀬戸内市長等からあったので、地方自治法第199条第14項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年1月30日

瀬戸内市監査委員 小野 和 倫

瀬戸内市監査委員 小野 田 光

指摘事項	
<p>継続して同一の者と契約するという点では、2号随意契約と、6号随意契約は類似しているが、6号随意契約では、履行期間の短縮、経費の節減等有利と認められる必要があるにもかかわらず、市は、有利と認められる理由が判断できる資料がないまま継続して契約しており、随意契約の理由が正しく判断できる資料がないまま継続して契約していたことは、是正する必要があると認められる。</p> <p>なお、契約事務の公平性及び透明性を保持するためにも、6号随意契約で、継続して契約を実施する場合は、継続できる期間等を定めた基準やマニュアル等を作成する必要があると認められる。</p>	
所管部署	措置の内容
市民生活部税務課	令和3年度より、2号随意契約を適用することとしました。
文化観光部文化観光課	<p>指摘のあった6号随意契約のうち、契約額が50万円未満のものについては、令和4年度の契約から随意契約根拠を1号に見直した。また、シルバー人材センターに委託している業務については、随意契約根拠を3号に見直した。</p> <p>その他、50万円を超えるものについては、現在の仕様で民間企業よりも低額で委託が可能な瀬戸内市シルバー人材センターから見積を徴収し、同センターの見積に比して現在の契約が同額以下であることを確認している。また、1件については同センターでは対応する人員が確保できないため受託ができないとの回答を受けた。そのため、現在の契約が他の事業者より有利であると認められることから引き続き6号随意契約として契約を行った。</p>
教育委員会総務学務課	<p>今後は、各事例について、内容を確認し、競争入札が適当な場合は準備時間を確保し入札で対応すること、また随意契約においても、適切な理由であるかを再度担当者に確認するよう指導した。</p>

指摘事項	
市が、内部の事務の都合などで緊急の必要を拡大解釈したり、事前に計画立案することが可能なものまで5号随意契約により契約を行ったりすることは、法令の趣旨から逸脱しており、緊急の定義及び基準を明確化するよう是正する必要があると認められる。	
所管部署	措置の内容
総合政策部秘書広報課	瀬戸内市随意契約に関するガイドラインの原則に基づき、対応するように認識を改めた。
産業建設部建設課	内部の事務都合により、5号随意契約により契約することが無いように、担当者が注意するとともに、随意契約理由書の確認を課長以上の、部長、副市長に回覧することを徹底した。
教育委員会総務学務課	今後は、各事例について、内容を確認し、競争入札が適当な場合は準備時間を確保し入札で対応すること、また随意契約においても、適切な理由であるかを再度担当者に確認するよう指導した。

所管部署	産業建設部建設課
指摘事項	措置の内容
行政財産の目的外使用許可における使用料を定めるにあたり、地方自治法に基づき使用料条例を定めているにもかかわらず、使用料条例以外の法令等の規定を用いたり、協定や申し合わせを根拠として使用料を定めたりしていることや、適正な価格の基準が定まっていないことは適正を欠いており、是正する必要があると認められる。	土地と市営住宅の目的外使用料について、異なる方法となっていたが、固定資産税評価額を0.7で割り戻した額に1,000分の4を乗じて定める方法に統一し、令和4年4月から市営住宅の目的外使用料を是正した。

所管部署	総合政策部秘書広報課
指摘事項	措置の内容
<p>市が、瀬戸内市国際交流推進協議会の事務局を担うことは、委託料を支出しているにもかかわらず、追加して役務を提供していることであり、自ら事務局を担っている他の任意団体からみると、公正の確保、透明性の向上などの観点から、適正でなく是正する必要があると認められる。</p> <p>また、市は、やむを得ず、当該事務局を担う必要があると整理するのであれば、職務専念義務の免除を認める場合の基準や、団体固有事務と市の事業を区分する基準、経理事務等に係る規程等を検討し整備することにより、協議会以外の市民が納得し、職員が安心して働ける環境にしていく必要があると認められる。</p>	<p>令和4年度から瀬戸内市国際交流推進協議会事務局に事務職員兼多文化共生マネージャーを採用し、事務局の主な事務に従事している。</p> <p>市がやむを得ず、協議会事務に従事する場合は、職務専念義務の免除している。</p> <p>また、「瀬戸内市国際交流推進協議会会計処理規則」「瀬戸内市国際交流推進協議会事務処理規則」を整備した。</p>

所管部署	総合政策部秘書広報課
指摘事項	措置の内容
<p>市が寄附を受けた美術品等が適切に記録、管理されていないことは、適正を欠いており、寄附を受けた際の評価価格を判定し備品台帳を整備する取得手続を定めたマニュアル等を作成するなど、是正する必要があると認められる。</p>	<p>寄附を受けた美術品等については、インターネット検索や寄附者からの聞き取り等により、寄附を受けた際の評価価格を判定し、備品台帳を整備した。</p> <p>また、全庁的に取り組む必要がある課題であると思われることから、財産管理部署とも協議をしていきたい。</p>

所管部署	産業建設部建設課
指摘事項	措置の内容
適正な支出負担行為を行わないまま、口頭にて発注をし、5月に作業が完了しているにもかかわらず、10月から発注したものとして事実と異なる書類を事後に作成しており、事実と異なるもので支出負担行為をしていたことは、法令等に違反していると認められる。	契約事務関係の適正な遂行について、原因を調査し、再発防止に努めます。

指摘事項	
備品台帳に、市が所有する物品が適切に記録、管理されていないことは、適正を欠いており是正する必要があると認められる	
所管部署	措置の内容
総務部契約管財課	過去の公用車の廃車に伴う手続きが漏れていたものと考えます。廃車時の手続の一環として事務手続き上漏らさないようにするとともに、年度末、年度当初など公用車管理の全体把握をする際に台帳も確認するなど、適正な管理に努めてまいります。
福祉部トータルサポートセンター	令和3年9月27日付けで備品台帳を修正した。
産業建設部建設課	備品台帳に登録されている三桿分度器は所在不明のため、登録から削除した。
教育委員会総務学務課	今後は、所有管轄備品について、内容握や新規、廃棄について、管理把握し、台帳整理するよう指導した

所管部署	総合政策部秘書広報課
指導事項	措置の内容
<p>委託業務の連続性の観点から複数年継続する可能性がある事業については、透明性及び公平性を確保するため、プロポーザルを実施する際の仕様書等に履行状況が良好である等の条件を満たした場合に、定めた期間の範囲で2号随意契約を継続できることを明示したり、履行状況が良好であることの成果を評価する基準等を設けたりするなど有効性の観点から検討する必要があると認められる。</p>	<p>委託業務の連続性の観点から複数年継続する可能性がある事業については、履行状況の成果を評価する基準を設け、評価した。</p> <p>また、プロポーザルを実施する際の仕様書等に履行状況が良好である等の条件を満たした場合に、定めた期間の範囲で2号随意契約を継続できることを明示している。</p>

所管部署	総合政策部秘書広報課
指導事項	措置の内容
<p>市の魅力を市内外に発信するという業務内容で随意契約していたにもかかわらず、業務内容とは異なる公共施設のストック写真を更新したり、人物や車体等の映り込みがあったりするものが見受けられたことは、適切とはいえず、業務内容とは異なるストック写真を必要とするのであれば、別に契約を締結するなど事務処理上改善する必要があると認められる。</p>	<p>市の魅力を市内外に発信するという業務内容で随意契約し、写真素材提供を57件、取材4件、記事作成を5件、情報誌1件の提供があった。</p> <p>市内外に市の魅力を発信する観点から総合計画用に新しい建物の写真撮影を依頼したところ、1施設に対して2~3枚提供される写真を撮影した写真すべてを納品していたため、ご指摘の写真が存在した。今後は、業務内容との疑義が生じないよう当課から適切に依頼し納品してもらうよう変更している。</p>

指導事項	
庁舎の保全を図るため、鍵の本数、保有者、保管場所等を記載し、適時確実に把握できる台帳を整備することや、鍵の保有目的や合鍵に関する取り決めに、マニュアル等書面に明記することなど検討し適正な管理ができるよう改善する必要があると認められる。	
所管部署	措置の内容
総務部契約管財課	本庁舎の鍵については、契約管財課で保管しており、台帳の作成が必要という認識はありません。今後とも適切な管理に努めたいと考えます。
産業建設部建設課	台帳を整備し、貸し出しする際は、貸し出し簿に記入することとした。
文化観光部文化観光課	保有している鍵については、監査での指摘後に台帳を作成し、鍵の取り扱いについて定め、適切な管理ができるよう改善した。
こども・健康部子育て支援課	令和4年度に保育園・こども園・放課後児童クラブ（指定管理）の鍵の保有状況を示した台帳、取り決めに示したマニュアルを整備し、各施設と共有しました。

所管部署	総務部契約管財課
指導事項	措置の内容
本庁で部署ごとに限定して公開されている市有自動車の範囲を広げたり、全体的な稼働率の目標値を定め、継続して分析を行ったりするなどして、市有自動車の運用にあたり、適正な台数及び配置となるよう有効性の観点から検討する必要があると認められる。	本庁舎の公用車については、鍵の管理や車両の状況把握など、担当部署を定めることも必要なことだと考えていますが、範囲の拡大は有効だと考えます。 本年度当初には、産業建設部、文化観光部のフロア内で課ごとに配置していたものは、フロア内で共有できるよう変更しました。 今後とも、継続して稼働状況を確認し、フロア内での共有をすすめるなど検討していきたいと考えます。